

エ 学校保健に関する危機事態

エー① 感染症の予防

感染症については、下記の内容等を実施し、予防に努めることとする。

例：健康観察、検温（家庭・学校）、マスクの着用、バス・教室の座席を離して着席、手洗い・消毒の徹底、室内の換気

エー② 感染症の発生

○状況の把握	1 他の児童生徒や教職員に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。
○関係機関との連携 （市教委・保健所）	1 市教委を通して保健所に通報し、対応について協議する。 2 保健所が設置する対策委員会に加わるとともに、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。 3 感染症と診断された児童生徒以外の児童生徒や教職員の定期健康診断結果等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。
○保護者への対応	1 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
○報道等への対応	1 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 2 児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。
○その他	1 児童生徒と家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように指導に努める。

エー③ 学校給食への異物混入

1 発生時の対応ポイント ○初期対応	1 担任は、児童生徒の負傷の有無を確認し、学級の児童生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。 2 直ちに校内放送等により、児童生徒・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
○状況の把握	1 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。 2 給食の搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。 3 衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収の状況を確認するよう指示する。 4 直ちに給食センターに事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。 5 故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。 6 児童生徒の健康状態や対応などについて正確に記録しておく。
○保護者への対応	1 必要に応じて保護者説明会等を設け、異物混入の概要や対応、予防策等について分かりやすく説明するとともに文書を配布し、不安解消に努める。
○児童生徒への対応	1 学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食の使用を再開する。 2 必要に応じて全校集会などを通じて、児童生徒に事故の概要と対応について丁寧に説明し、不安解消に努める。
○関係機関との連携	1 必要に応じて警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。 2 混入した物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。

○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止や献立変更について対応策を協議する。
○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○未然防止策	1 学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を保管する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施錠等）を徹底するなど、管理体制を整える。 2 安全確保のため、児童生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

エー④ 学校給食による食中毒

1 発生時の対応ポイント ○状況の把握	1 欠席者や早退者などが全学年にわたる状況の時は、学校給食による食中毒の可能性を想定し、給食中止の判断を迅速に行うとともに、過去10日間の児童生徒の欠席状況及びその理由、健康記録を把握する。また、近隣校の状況についても把握する。 2 児童生徒の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。 3 学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。 4 感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等について把握する。 5 共同調理場の場合は、直ちに共同調理場に発生状況を連絡するとともに、単独校調理場の場合は、原因として想定される材料等（学校給食の保存食・原材料の廃棄禁止）の保存を栄養教諭等に指示する。
○保護者への対応	1 入院や欠席等をしている児童生徒に対して、学級担任等が病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。 2 症状のある児童生徒の保護者に対して、児童生徒を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。 3 PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。 4 すべての保護者に対して、保護者説明会等で状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防について周知する文書を配布し、不安解消に努める。
○児童生徒への対応	1 全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。 2 罹患した児童生徒に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童生徒にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けることなどが無いよう配慮する。
○関係機関との連携	1 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、有症者への処置の方法などについて指示を受け、対応する。 2 保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○再発防止策	1 関係機関の原因究明に協力し、原因の除去、再発防止に努める。 2 単独校調理場の場合、調理場（給食室）の作業内容や衛生管理等の状況を把握するとともに、衛生管理責任者（栄養教諭等）に衛生管理を徹底させる。
○未然防止策	1 栄養教諭や調理従事者等が衛生管理にかかわる知識等を身に付けるため、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図るよう促す。 2 施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題点があれば、富良野市教育委員会に報告するとともに、各学級に使い捨ての手袋を常備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図るとともに、二次感染の防止に努める。 3 対策委員会の設置の必要性等について協議し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

エー⑤ 食物アレルギー

○状況の把握と対応	1 担任は、児童生徒の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当てをするとともに、直ちに管理職に報告する。 2 救急車を要請して養護教諭か担任が同乗し、医療機関へ搬送する。 3 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化
○児童生徒への対応	1 適切な場所に足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。 2 意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生等の措置を行う。 3 アドレナリン自己注射薬「エピペン」（商品名）を携行している場合には、できるだけ早期に注射する。
○保護者への対応	1 症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。
○関係機関との連携	1 学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け対応する。
○教育委員会への報告	1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。
○再発防止	1 学級担任、養護教諭から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。 2 関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応を分析し、行内体制の見直しや研修の実施など、再発防止策を講じる。

エー⑥ シックハウス症候群

○状況の把握と対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒からの訴えを管理職に報告するとともに、児童生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。(校舎等の新築、改築、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることが考えられる) 2 状況に応じて保護者からの聞き取りを行う。(症状を訴えた児童生徒の家庭環境、自宅の新築や改築等に原因があることも考えられる) 3 当該児童生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じて専門医を受診させる。 4 児童生徒から聞き取った情報を基に、場所の特定に努め、当該教室の換気を励行する。 5 明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。 6 当該児童生徒だけでなく、全児童生徒の健康観察を継続的に行う。 7 報道等の窓口は校長(教頭)に一本化
○関係機関との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 検査機関と連携し、速やかに学校環境衛生検査を実施する。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室の一時使用中止、学校環境衛生検査の実施など、学校の対応について文書等で周知する。 2 検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。
○教育委員会への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。
○再発防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校環境衛生検査を行い、検査の結果、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、当該教室の使用を中止し、換気を励行する。

エー⑦ 心室細動(自動体外式除細動器の使用)

<p>○状況の把握と対応</p> <p>・救急車が到着するまで</p> <p>・AEDが来たら</p> <p>・救急車が到着</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒れた児童生徒を確認した担任等は、他の児童生徒を職員室に行かせ応援を頼む。 2 肩を叩きながら声をかけ、意識がない場合は、救急車の要請とAEDを持ってくるよう指示する。 3 呼吸がない場合は、人工呼吸を行う。(気道を確保し、胸が膨らむくらい2回) 4 反応がない場合は、心肺蘇生法を行う。(心臓マッサージ15回 人工呼吸2回) 5 音声指示に従って使用。(AED講習を受けた者が行うと良い) 6 養護教諭か担任が添乗し病院へ向かう。 7 管理職は速やかに児童生徒の保護者へ児童生徒の状況・搬送先を連絡する。 8 報道等の窓口は校長(教頭)に一本化
○他の児童生徒への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該児童生徒の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。
○保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 すぐに当該児童生徒の保護者に状況や経緯、搬送先を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任等は病院に向かい、当該児童生徒の保護者に事故の詳細を説明する。 3 事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。
○関係機関への報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

エー⑧ 窒息時の対応

<p>○状況の把握と対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導にあたっている担任等は、当該児童生徒に「喉がつまったの？」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、次の方法で応急手当てをする。 2 担任等は他児童生徒に他学級の担任等呼びに行かせる。 3 知らせを受けた他学級の担任等は直ちに管理職に報告し、救急車を要請する。また、養護教諭にも連絡する。 4 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【背部叩打法】</p> <p>体の小さな児童では、立て膝で太ももがうつぶせにした児童のみそおちを圧迫するようにし、児童の頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。</p> <p>なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【ハイムリッヒ法(腹部突き上げ法)】</p> <p>体の大きな児童では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして腹部を上の方に圧迫する。この方法が行えない場合、横向きに寝かせるか、座って前かがみにして背部叩打法を試みる。</p> </div> </div>
<p>○他の児童生徒への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食を食べることを中止し、他学級の担任等が他の教室に移動させるとともに、当該児童生徒の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。
<p>○保護者への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 すぐに当該児童生徒の保護者に状況や経緯、搬送先を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任等は病院に向かい、当該児童生徒の保護者に事故の詳細を説明する。 3 事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。
<p>○教育委員会への報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

<p>○熱中症とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性がある。 • 死に至る可能性のある病態。 • 予防法を知って、それを実践することで、完全に防ぐことができる。 • 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できる。
<p>○状況の把握と対応</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>重症度（救急搬送の必要性）を判断するポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 意識がしっかりしているか？ • 水を自分で飲めるか？ • 症状が改善したか？ <p>※下記 図『日本救急医学会熱中症分類2015』参照</p> </div> <p>〈現場での応急措置〉</p> <p>① 涼しい環境への避難</p> <p>風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させる。傷病者が女性の場合には、②の処置の内容を考慮して男女で救護する。</p> <p>② 脱衣と冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衣服を脱がせて、体から熱の放散を助ける。きついベルトやネクタイ、下着はゆるめて風通しを良くする。 • 露出させた皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機等で扇ぐことにより体を冷やす。服や下着の上から少しずつ冷やした水をかける方法もある。 • 自動販売機やコンビニで、冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のう等を手に入れ、それを前頸部(首の付け根)の両脇、腋窩部(脇の下)、鼠径部(大腿の付け根の前面、股関節部)に当てて、皮膚直下を流れている血液を冷やすことも有効。 • 体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっている。 • 救急車を要請する場合も、その到着前から冷却を開始することが必要。 <p>③ 水分・塩分の補給</p> <ul style="list-style-type: none"> • 冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらう。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪う。同時に水分補給も可能。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンク等が最適。食塩水（水 1ℓに 1 ～ 2g の食塩）も有効。 • 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、冷やした水分を口からどんどん与える。 • 「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」、「答えがない（意識障害がある）」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠である。これらの場合には、口から水分を飲んでもらうのは禁物。すぐに、病院での点滴が必要。 <p>④ 医療機関へ運ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自力で水分の摂取ができないときは、塩分を含め点滴で補う必要があるのので、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。

○保護者への対応	1 症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。 2 管理職、学級担任が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。
○教育委員会への報告	1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類	
I 度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体表冷却、経口的 に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神	I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK
II 度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診察が必要→体温管理、 安静、十分な水分とNaの補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労	II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)
III 度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状(意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) (H/K)肝・腎機能障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) (D)血液凝固異常(急性期DIC診断基準(日本救急医学会)にてDICと診断)⇒III度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病	III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診察・検査により診断される

図『日本救急医学会熱中症分類 2015』

危機管理マニュアル

【熱中症】

(令和5年11月改訂版)



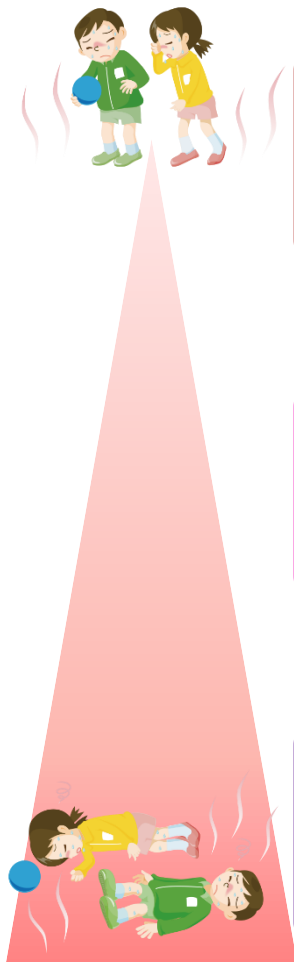
1 熱中症とは

熱中症とは

- ・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・死に至る可能性のある病態です。
- ・予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

(出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省))

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）



経過観察

※当日のスポーツには参加しない。

- ・涼しい場所へ避難する。
 - ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭ががんがんする（頭痛）
からだのだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診



- ・速やかに医療機関を受診する。
 - ・体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



救急車要請

- ・救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省))

2 予防措置

(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行うとともに**、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	・全クラス、増設校舎で授業実施 ・体育、部活動 (運動のみ) 中止 ・授業中の水分補給
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	・室温に応じ、増設校舎で授業実施 ・体育の時間割変更、運動量軽減 ・授業中の水分補給
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	・授業中の水分補給
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

Point!

暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、**学校として基準を定める必要があります。**

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。
同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
(注2) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。
(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。
(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。
下記ウェブサイトの情報を基に作成
(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(参考:「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省））

◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）
（臨時休業）

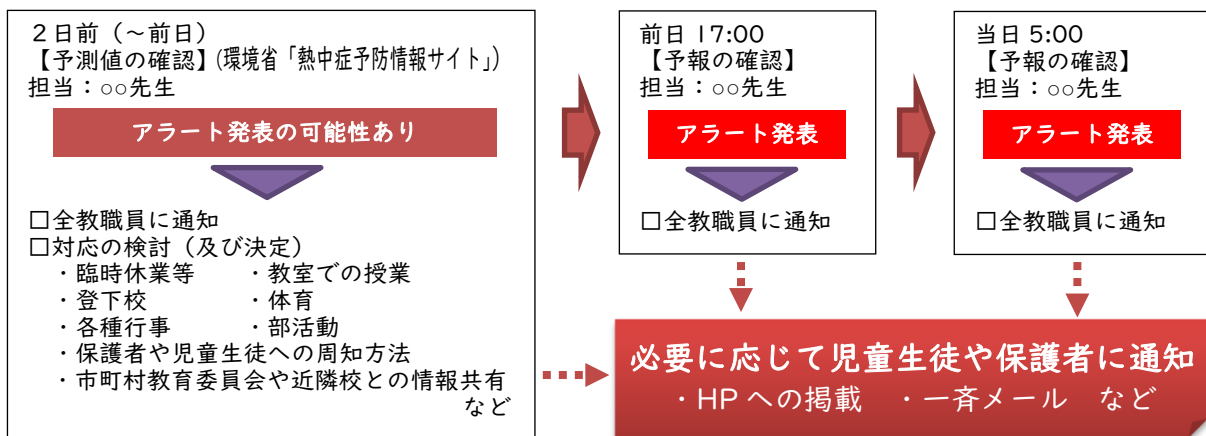
第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

（臨時休業の報告）

第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応（例）



◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。

（例）毎朝〇：〇〇に暑さ指数を計測・記録し、以降は〇時間ごとに計測・記録を行う。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

コラム

急に暑くなる日や継続する暑さに注意しましょう

人間が上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要です。

暑い環境下での運動や作業を始めてから3～4日たつと、汗がより早くから出るようになって、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに3～4週間たつと、汗に無駄な塩分を出さないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人などは、暑さに慣れていないため熱中症になりやすいのです。暑いときには無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫することが大切です。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」(環境省))

(4) 運動前の体調チェック

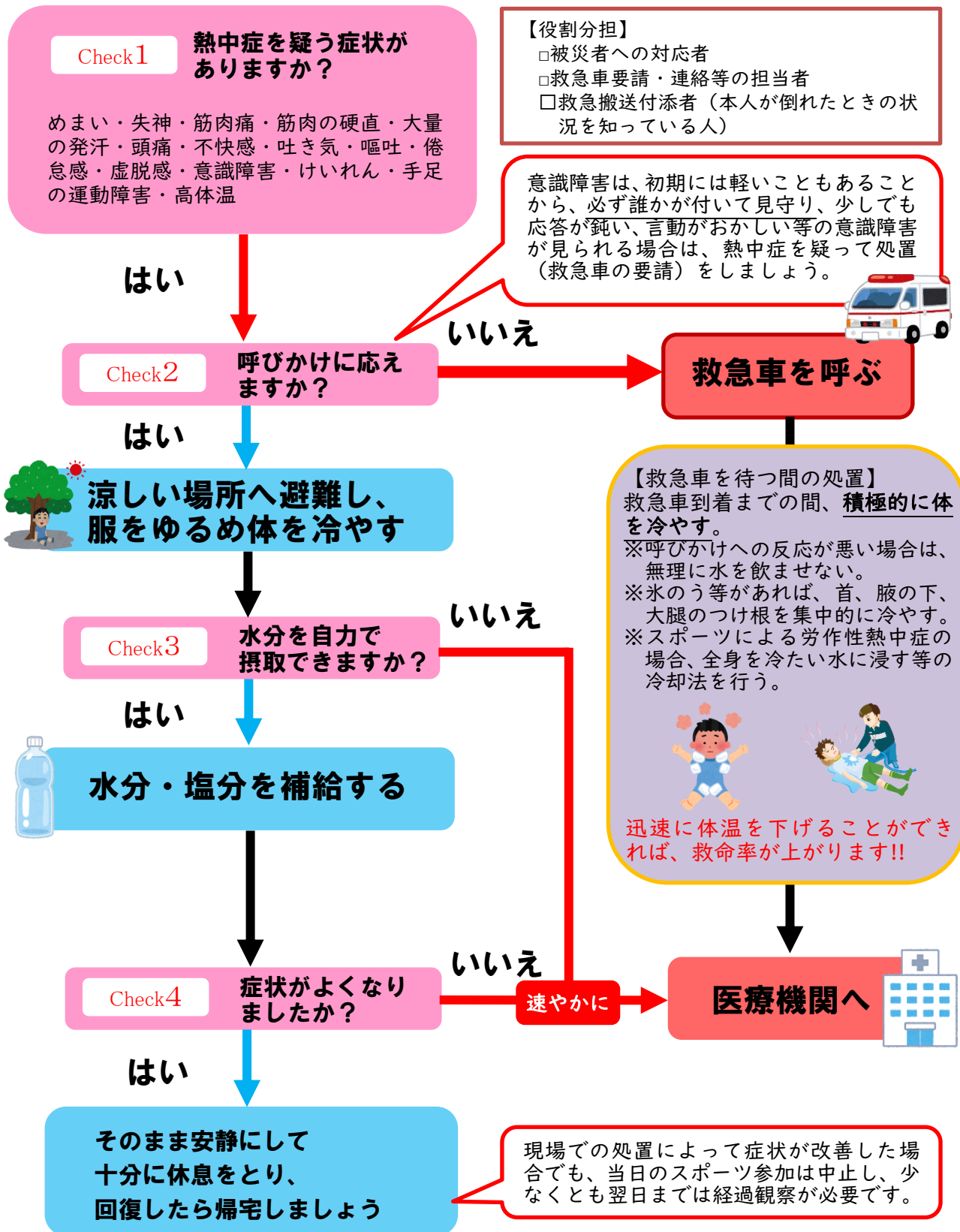
熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表			
次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。			
氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事をとれていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりである		
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）			

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症への救急処置



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省)
「スポーツ事故ハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

4 学校で起きた熱中症による死亡事故例

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き (令和3年5月/環境省・文部科学省より抜粋))

事例

事例の概要	時期	7月	被害児童	小学校第1学年男子	事故種別	校外学習(徒歩)
	学校から約1km離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明となり救急搬送されたが死亡が確認された。					
当日の状況	気温 32.9℃、暑さ指数(WBGT) 32 ※午前10時の状況					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数(WBGT) 32で「危険」レベルであった。 ・体温調整能力が十分に発達していない低学年であった。 ・熱中症や暑さ指数等について、教員が知識不足であった。 ・水分補給や体力の状況を十分に把握していなかった。 					



- ★激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日には注意が必要である！(特に低学年では注意！)
- ★学校として、熱中症予防について理解を深める必要がある！

事例

事例の概要	時期	6月	被害児童	高等学校第2学年男子	活動種別	部活動(野球)
	グラウンドの石拾い、ランニング(200m×10周)、体操・ストレッチ、100mダッシュ25本×2を行っていた。100mダッシュの途中で足が痛くなったので休憩をした。その後、顧問が体調を確認して再開したところ、運動開始から約2時間後に熱中症になり、死亡した。					
当日の状況	気温 24.4℃、湿度 52%					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒は肥満傾向であった。 ・暑さに慣れていない時期に運動強度が高い運動を行った。 ・熱中症を疑う症状を確認しているのに、十分な処置をしていなかった。 ・熱中症について、教員が知識不足であった。 					



- ★暑くなる時期には、暑さに慣れるまで徐々に運動強度を増やすようにする必要がある！
- ★個人の条件(肥満傾向)や体調を考慮する必要がある！

学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト

重点項目（体制整備）	Check
<p>○ 熱中症に係る情報収集の手段や学校における暑さ指数（WBGT）を<u>把握する方法が整備</u>されている。</p> <p>例）熱中症予防情報サイト等への登録、暑さ指数（WBGT）計による暑さ指数（WBGT）の測定及び記録体制の整備 など</p>	
<p>○ 上記により収集した熱中症に係る情報について、全教職員や保護者等に<u>伝達する方法が整備</u>されている。</p> <p>例）校内放送や電子メール等により、暑さ指数（WBGT）等の情報を全教職員及び保護者等に伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の<u>判断基準を設定</u>している。</p> <p>例）暑さ指数に応じた運動や各種行事等の指針の設定、熱中症警戒アラート発表時の対応の設定、中止・延期の判断を伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針や熱中症警戒アラート発表時の対応などを<u>保護者等と共有</u>している。</p> <p>例）学校だより等による周知、事故発生時の保護者への連絡を確実かつ正確に行う体制の整備 など</p>	
<p>○ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るための<u>校内研修等を実施</u>している。</p> <p>例）熱中症についての理解、暑さ指数（WBGT）に基づく具体的な対応策、熱中症事故発生時の具体的な対応 など</p>	
重点項目（予防）	Check
<p>○ 急に暑くなったときは運動を軽くし、体が暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多く取りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしている。</p>	
<p>○ 暑くなることが予想される場合、暑い時間帯における体育的活動の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をしている。</p>	
<p>○ 健康観察をとおして児童生徒の健康状態を把握し、体調に応じた指示（運動の軽減、休息等）をしている。</p>	
<p>○ 暑いときには、水分を補給するよう指示し、児童生徒が水分補給をしたことを見届けている。</p>	
<p>○ 暑いときには、軽装（着帽を含む）で活動に取り組むよう指示している。</p>	
<p>○ 運動中に体調が悪くなった場合は無理をせず、自ら運動を辞退するよう指示している。</p>	

III 事後の危機管理 ～復旧・復興する～

1 事後の対応

事故発生後、速やかに児童の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要があります。

(1) 安否確認

【安否確認の内容と教職員の対応】

①児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- ・ 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・ 休憩時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・ 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家などに避難していないかを調べる。
- ・ 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

②児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子供 110 番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意すること。

③安否情報の集約

・ 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。（事前に負傷者名簿を備えておく。）

- ・ 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請などの対応に移る。
- ・ 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておく。

※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参考。

(2) 引渡しと待機

①引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば右記のようなことに留意して判断することが必要になる。

引渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

大雨や雷等の自然災害での引渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険である。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機（避難）を判断することが大切。

また、学校周辺だけでなく、児童生徒等の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断することも必要。

②引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておく。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておく。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められる。

また、障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

(3) 教育活動の継続

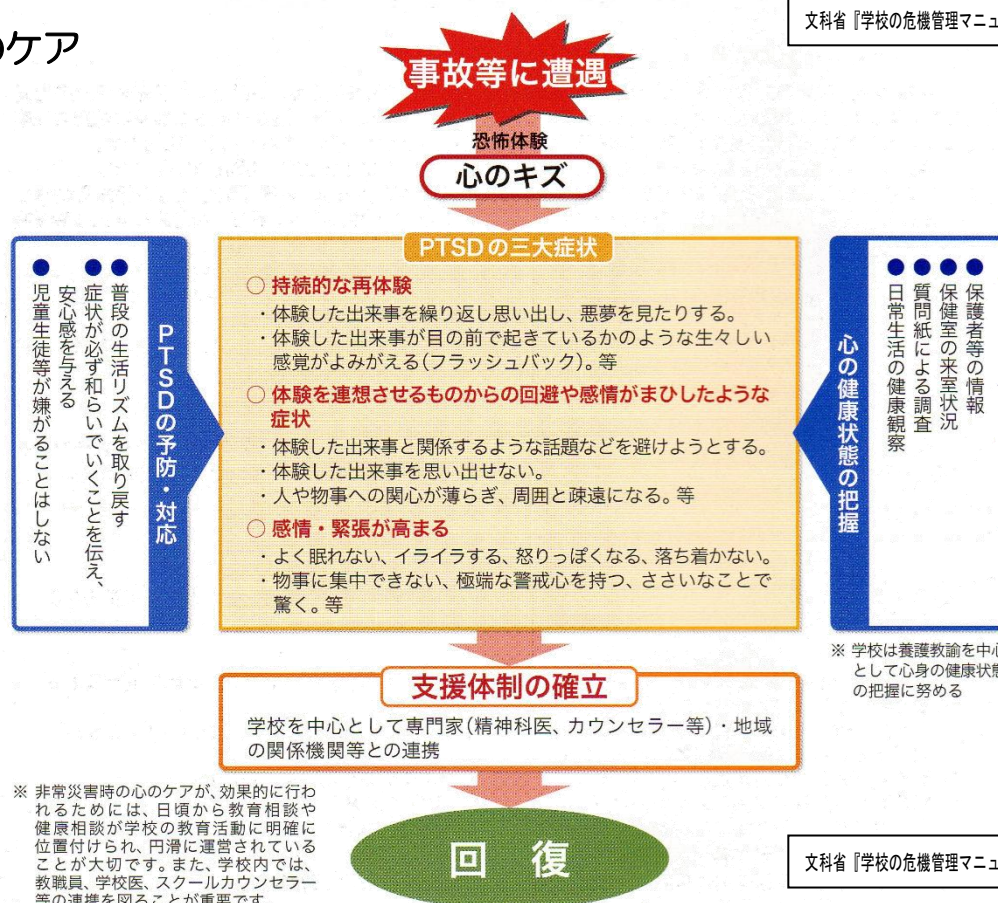
- ・校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は、他校を使用することも検討する。
- ・事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所運営との調整】

	災害状況等	避難所の状況	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震等	事故等発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	● 施設設備の安全点検 ● 開放区域の明示 ● 駐車場を含む誘導 等
	生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始 ↓ 近隣地域等からの 救援物資等	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営
生活確保期		(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立
	学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化
			日常生活の回復

2 心のケア

文科省『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』より



※ 学校は養護教諭を中心として心身の健康状態の把握に努める

文科省『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』より

3 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 調査・検証・報告・再発防止等

①情報の整理と保護者等への説明、対応

- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。
- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害児童生徒等の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に臆測に基づき誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ・報道機関等へは、情報を整理し適宜提供する。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を管理職に一本化する。

②学校設置者等への報告、調査・検証の実施、再発防止

学校設置者等への報告・基本調査の実施

【学校の設置者への報告】

- 重篤な事故（死亡事故及び治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等）について学校の設置者に報告する。（死亡事故については国まで報告）

【基本調査の実施】

- 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施する。
 - ・調査開始から3日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集める。
 - ・現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図ります。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させる。
 - ・整理した情報を学校の設置者に報告します。
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ 1 週間以内を目安に実施する。

詳細調査への移行

- 詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、事故等発生の原因の解明と再発防止策のために実施するものである。
- 詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、学校の設置者が判断する。
- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施する。
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明する。（調査の経緯についても適宜適切に報告）

調査結果の公表・再発防止策

- 調査の目標・目的に照らし、今後の学校事故予防・再発防止に調査結果を役立てる。
- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価する。

(2) 対応の際に特に留意すべき点

①被災児童生徒等の保護者への継続的な支援

- ・被害児童生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
- ・被害児童生徒等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えているため、家庭訪問等により継続して寄り添っていく対応等が求められる。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

- 被害児童生徒等の保護者への支援は、継続的に行う。人事異動で学校又は学校の設置者の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築する。
- 事故等に遭った児童生徒等のきょうだいへのサポートは学校の大切な役割であるため、きょうだいが他校にいれば、他校と連携し、継続的なサポートを行う。
- 被害児童生徒等が死亡した場合は、被害児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- 葬儀が終わった後も、被害児童生徒等の保護者への関わりは継続して行い、学校との関わりの継続を求める被害児童生徒等の保護者に対しては、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作る等の工夫をする。
- 被害児童生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。
- 学校は、学校の管理下で発生した児童生徒等の事故等に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明（制度に加入していない場合を除く）する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

※災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができます。

追録 ヒグマの出没

A小学校の近くの住宅街で、連日、ヒグマの目撃情報が続いている。前日には、学校近くの商店敷地内に設置されているゴミ箱が荒らされた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- 管理職は、ヒグマの出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ヒグマの出没状況や被害防止対策などの情報収集については、ヒグマ発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- 事実とかけ離れた噂が流布することも考えられることから、管理職が情報を一元化して管理し、市町村教育委員会と連携し、正確な情報を児童、保護者、教職員等に提供する。

登下校、待機等の判断

- 児童の登校前にヒグマ出没事案を認知した場合、管理職は、把握した情報を基に、登下校時における児童の安全確保に向けた対応を検討し、市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にヒグマが出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。
- 児童の登下校時間帯にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の児童を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- 児童の在校中にヒグマ出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、児童のみでは下校させず、保護者に児童を直接引き渡して下校させる。
- 判断に迷う場合には、速やかに市町村教育委員会、各教育局を通じて北海道教育庁の指導・助言を得る。

屋外での活動の実施についての検討

- 屋外での活動の実施については、ヒグマの出没状況を踏まえ、市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、児童の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ヒグマが学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にヒグマの出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて児童の避難経路と避難場所を確認する。

保護者への対応

- 学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- 関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

関係機関との連携・見守り活動

- 市町村、警察署、振興局などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

教育委員会（教育局）への相談・報告

- 管理職は、学校の安全対策について市町村教育委員会（教育局）へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

報道機関等への対応

- 報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

関係機関との情報共有体制の構築

- 市町村、警察署、振興局などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- 連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

危機管理体制の確立

- 管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

未然防止策

- 学級活動やホームルーム活動等で、道の環境生活部が作成したリーフレット等を活用し、児童生徒に対する安全指導やヒグマに遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
- 学校の実情に応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「ヒグマ」についてのテーマを取り上げ、ヒグマとの共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「ヒグマ対策の手引き（令和6年4月16日改訂版）」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室）
- ・「ヒグマによる事故の防止について」（令和5年10月18日付け教生学第875号 学校教育局生徒指導・学校安全課長通知）
- ・「クマ類の出没対応マニュアル改訂版（令和3年3月）」（環境省自然環境局）

児童生徒の自殺が起きたときの 学校等の対応マニュアル

本マニュアルは、児童生徒の自殺が起こった場合の対応として、大まかな流れを示したものです。

事案によって対応を同時に進めたり、細かな配慮が必要になったりする場合があることから、事案の状況や調査の進展状況に応じて、対応を検討することが重要です。

対応の流れ

- 対応1 初期対応
- 対応2 基本調査の実施
- 対応3 情報の整理と報告・説明
- 対応4 詳細調査への移行の判断
- 対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明
- 対応6 詳細調査の実施
- 対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

参考資料

本マニュアルは、文部科学省作成の3種類の資料（A、B、C）を参考にして
います。

A：「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）

B：「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）

C：「生徒指導提要」（令和4年12月）

該当ページを「A：P.1」（＝資料Aの1ページ）のように示していますので、
適宜、参照してください。

対応1 初期対応

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 状況の把握 ▶ A : P. 1、4~6 ▶ B : P. 8~9</p> <p>※様式1 ▶ B : P. 46~47</p>	<p>【校内で起こった事案の対応例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現場での応急処置 ②居合わせた児童生徒への対応 ③外部からの問合せへの対応 ④警察との連携 ⑤報道への対応 <p>□ 何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握する。 ※自殺かどうかは推測や報道内容で判断しない。</p> <p>□ 遺族や警察、教育委員会等との「対応経過」を時系列でメモする。</p> <p>□ 校長、担任、連絡窓口となる教職員（個別担当）で亡くなった児童生徒の自宅を訪問する。</p> <p>□ 遺族に対し、様式1を活用し、背景調査（基本調査及び詳細調査）の内容、学校の担当者、相談窓口等について説明する。 ※単に様式1を配付するだけではなく、遺族に寄り添った対応が必要。 <遺族への説明・確認内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①背景調査等の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査及び詳細調査について ・学校の担当者、相談窓口（子ども相談支援センター、ほっかいどうこどもライン相談等）について ・災害共済給付制度について ②事実の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の様子 ・遺書の有無（あればその内容） ・亡くなった児童生徒の最近の様子 ・関係する出来事、心当たり ③意向の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒、保護者への説明内容（死因や動機等） ・集会や発出する文書の内容 ・報道への公表内容 ・葬儀等への参列等 <p>※遺族の意向が、「自殺であったことを伏せたい」場合は、他者への伝え方には十分な配慮が必要である。 ※報道対応が必要な場合、対応内容についてあらかじめ遺族に丁寧に説明し、報道機関に伝えることができる情報の範囲を確認する。</p>
<p>(2) 初期目標の設定 ▶ A : P. 1</p>	<p>□ 何をすべきかイメージしやすい目標を設定する。 <初期目標の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①遺族の気持ちに寄り添うこと ②心のケア ③学校の日常活動の回復 ④自殺の連鎖（後追い）防止

- ◆ 「自殺かどうか」を学校が判断するのではなく、警察と連携し、正確な情報の把握に努める。
- ◆ 基本調査実施前にいじめの疑いを把握した場合は、いじめの重大事態として調査を実施する。

対応の流れ	対応の具体例
<p>(3) 全校体制の確立</p> <p>▶ A : P. 2~3</p> <p>▶ C : P. 203~204</p>	<p>□ 全校体制（役割分担）を確立する。</p> <p>＜危機時の校内役割分担の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族との窓口 …………… 校長、教頭、学級担任 ・報道対応 …………… 教頭 ※窓口の一本化の徹底 ・指導資料の集約・整理 …… 学年主任、教務部 ・情報の集約・まとめ …… 生徒指導部 ・心のケアの計画 …………… 養護教諭など <p>□ 保護者会や記者会見の検討・準備をする。</p> <p>□ 事故発生後に初めて児童生徒が登校する学校再開日の対応方針を検討・準備をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>◆職員を派遣（実務経験のある職員を含む） →学校では手の回らない部分をサポートする。</p> </div>
<p>(4) 情報収集・発信</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 情報を収集しつつ、整理し、全教職員が共通認識すべき内容は、しっかり共有する。</p> <p>□ 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がける。</p> <p>※情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、保護者、児童生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする。</p>
<p>(5) 遺族及び周囲への心のケア</p> <p>▶ A : P. 3, 7~9</p>	<p>□ スクールカウンセラーのみならず、精神保健局や職能団体等に援助を求め、遺族、在校児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリングはもちろん、保護者会での心のケアの講話などの態勢を整える。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒や過去に自殺未遂を起こしたことがある等自殺の危険の高い児童生徒、現場を目撃した児童生徒などをリストアップし、早めに関わるとともに、専門家のカウンセリングを受けられる体制を整える。</p>
<p>◆道教委は、要請に応じ、スクールカウンセラーの緊急派遣を行う。</p>	
<p>(6) 保護者への説明</p> <p>▶ A : P. 7</p>	<p>□ 保護者向け文書を発行する。</p> <p>＜文書の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事実 ・学校の対応 ・今後の予定 ・子どもへの接し方や校内のカウンセリング ・外部の医療機関や相談先の情報 など <p>□ 保護者会（全校または当該学年）の開催準備をする。</p> <p>※ただし、事実の説明については、あらかじめ遺族の意向を確認すること。</p> <p>※スクールカウンセラーなどの協力が得られる場合、保護者会でスクールカウンセラーなどから心のケアについて20分程度の講話（心理教育）を依頼する。</p>
<p>(7) 全校の児童生徒への説明</p> <p>▶ A : P. 10~12</p>	<p>□ 学校再開日における、児童生徒への伝え方について綿密に準備する。</p> <p>※クラスによって、伝える内容が大きく変わらないように、伝える内容の基本形を定める等の工夫をするとともに、スクールカウンセラーなどの助言を受け、教師同士で十分に打合せをし、そのクラスに即した説明を行う。</p> <p>※遺族が、自殺の事実を伝えないで欲しいと希望する場合は、伝え方を工夫する必要がある。</p> <p>□ 全校集会で校長が伝える場合は、短時間で終え、すぐに各クラスでの対応を行う。</p>
<p>(8) 報道対応</p> <p>▶ A : P. 5~6</p>	<p>□ 2社以上の取材（依頼）があった場合には、記者会見を開くつもりで準備する。</p> <p>□ 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけず、この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもあり得る。</p>



対応2 基本調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
	<p>◆「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。</p> <p>◆調査を迅速かつ適切に行うためには、「聴き取り」「情報の整理」の2チームに分けて対応するなどの体制構築も考えられる。</p> <p>◆事実関係の整理に時間を要する場合、遺族に対して、適時、適切な方法で経過説明を行うこと。</p> <p>◆基本調査実施後にいじめの疑いを把握した場合は、基本調査の中で把握した事実に関して、いじめの重大事態の調査に係る調査組織へ共有した上で、いじめの重大事態の調査を実施する。</p>
<p>(1) 指導記録等の確認 ▶ B : P. 16</p>	<p>□ 亡くなった児童生徒に関わる次の記録等を即時集約し、確認・保管する。 ＜即時集約、確認・保管する記録等の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導記録や教育相談の記録等 ※前提として、指導記録や教育相談の記録等を日常的に蓄積する必要がある。 ②いじめアンケート及び1人1台端末等を活用した健康観察の結果等 ③作文や作品等 ④「連絡帳」や「生活ノート」等 ⑤教科書やメモ、プリント類等 ⑥「学級日誌」や部活動、委員会活動などに関するノート等 ⑦亡くなった児童生徒の机や上履き等の所有物の状況
<p>(2) 全教職員からの聴き取り ▶ B : P. 16～17</p> <p>※ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導員等の学校に派遣・配置されている外部人材からも聴き取りを実施する。</p>	<p>□ 調査に先立って、全教職員に調査の趣旨・対象を説明する。 ※亡くなった児童生徒が置かれていた状況や児童生徒の人となり把握のために必ず行う調査であり、全員が対象である。</p> <p>□ 亡くなった児童生徒の状況や指導等について聴き取る。(原則3日以内) ＜聴き取り内容の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習面や進路面等で把握していること ・亡くなった児童生徒が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子 ・服装、持ち物、提出物等の状況 ・友人や教職員との関係等の対人関係 ・亡くなった児童生徒の健康面や性格面 ・家族関係や学校外での生活のことで把握していること 等
<p>(3) 亡くなった児童生徒と関係の深かった児童生徒への聴き取り調査及び心のケア ▶ B : P. 17</p>	<p>□ 聴き取りの前には、対象となる児童生徒の保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者や専門家と連携してケアの体制を万全に整える。 ※聴き取りをしたことが周囲に知られないように十分配慮する。</p> <p>□ 自殺の事実が伝えられていない場合には制約を伴うこととなり、自殺の背景にある生前の状況等を聴き取ることは事実上困難になることに留意する。</p>



対応3 情報の整理と報告・説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 学校の設置者への報告 ▶ B : P. 18</p>	<p>□ 得られた情報の範囲内で、様式2を用いて、情報を時系列にまとめるなど整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する。</p>
<p>(2) 基本調査に関する遺族への説明 ▶ B : P. 18～19</p> <p>※様式2 ▶ B : P. 48～56</p> <p>※様式3 ▶ B : P. 57～58</p>	<p>□ 様式2を用いて基本調査の結果を遺族に説明する。 ※調査結果がまとまる前であっても、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。その際、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施することが可能であることについて説明を行うこと。</p> <p>□ 様式3を活用して、遺族に詳細調査実施の意向を確認する。また、国における要因分析・研究での活用のために様式2を文部科学省等に共有することについても確認する。</p>
	<p>◆この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意すること。</p>



対応4 詳細調査への移行の判断

対応の流れ	対応の具体例
<p>【詳細調査に移行すべき事案の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全ての事案について、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織で詳細調査を行うことが望まれる。 ◆これが難しい場合は少なくとも次の場合に、詳細調査に移行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合 イ) 遺族の要望がある場合 ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合 <p>※学校生活に関係する要素とは、「学業不振」、「進路に関する悩み（入試に関する悩みを含む）」、「教職員との関係（体罰・不適切な指導等を含む）」、「学友との関係（いじめを含む）」、「学校生活における性別による偏見・差別」、「その他（例：不登校又は不登校傾向、原級留置、転校等、暴力行為、暴力以外の素行不良、指導困難学級等）」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆この時点で、「いじめにより自殺が生じた疑い」が認められる場合は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定により、いじめの重大事態調査を実施する必要がある。 	
<p>(1) 詳細調査への移行判断 ▶ B : P. 20~21</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査への移行の判断は、学校の設置者が行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>道立学校における事案については、基本調査の報告を受けた教育局が調査委員会（意見聴取会）を主催し、詳細調査に移行するかどうかを判断する。</p> </div>
<p>詳細調査に移行しない場合 B : P. 27</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆基本調査の内容については、様式2を用いて取りまとめ、得られた資料とともに保存する。 ◆遺族が詳細調査を望まない場合でも、「ア) 学校生活に関係する要素」に該当する場合や、「ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合」には、自殺の事実を伝えての調査（アンケート調査等）は難しいとしても、基本調査で得た資料を、守秘義務を担保しつつ、第三者性が確保された専門家等の助言を得ながら、学校の設置者が、得られた情報の範囲内での検証や再発防止策を検討する必要がある。 	
<p>(2) 詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査実施の判断 ▶ B : P. 22</p>	<p><input type="checkbox"/> 詳細調査の組織の設置まで時間がかかる場合等においては、学校の設置者の責任において、詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を緊急的に実施するかどうかを判断する。</p>



対応5 遺族に対する詳細調査の事前説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 詳細調査開始決定後すぐの説明 ▶ B : P. 24</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的・目標 ②調査組織構成の意向の確認 ③調査方法等の確認 ④窓口担当者や連絡先の説明 など <p>※遺族に対して、事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して遺族に示すなど説明内容を「見える化」することに留意。</p>
<p>(2) 調査組織等体制が整った段階での説明 ▶ B : P. 25~26</p>	<p><説明内容の例></p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査の目的と目標 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象 など



対応6 詳細調査の実施

対応の流れ	対応の具体例
<p>◆詳細調査とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案の場合に、基本調査等を踏まえ、心理の専門家等の第三者性が確保された専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査である。</p> <p>◆詳細調査では、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。</p> <p>◆詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、その時点で、詳細調査を実施している調査組織が、詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。反映されていない場合は、重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を調査組織に加えて、調査を実施することが必要である。</p> <p>◆詳細調査終了後にいじめの疑いを把握した場合は、詳細調査を実施した調査組織が解散していなければ、詳細調査開始後にいじめの疑いを把握した場合と同様に詳細調査を実施した調査組織が重大事態調査を行うことも考えられる。解散している場合については、重大事態のガイドライン第6章に沿って、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、調査を行う必要がある。</p>	
<p>(1) 調査組織の設置 ▶ B : P. 28~31</p>	<p>□ 調査主体は、特別な事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。 ※自殺に至る過程や心理を検証するには高い専門性が求められるため、第三者性が確保された専門家が参画した調査組織とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。</p>
<p>(2) 詳細調査の実施 ▶ B : P. 31~37</p>	<p><詳細調査の内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本調査の確認 ・学校以外の関係機関への聴き取り ・児童生徒に自殺の事実を伝えて行う調査 ・遺族からの聴き取り <p>※詳細調査は、あらかじめ遺族の了解を得て、自殺の事実を児童生徒に伝えることが前提。 ※遺族に対して、定期的及び適時のタイミングで経過報告を行うことが必要。</p>



対応7 報告書のとりまとめと遺族への説明

対応の流れ	対応の具体例
<p>(1) 報告書の取りまとめ ▶ B : P. 37~39</p>	<p><調査報告書の取りまとめの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容の整理 ・調査内容の整理から認定しうる事実や自殺に至る過程・心理の検証 ・学校の設置者及び学校の対応 ・再発防止策・自殺予防の提言 など
<p>(2) 遺族への適切な情報提供 ▶ B : P. 39~40</p>	<p>□ 調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する。 ※遺族が学校及び学校の設置者の担当者に対して、不信感を抱いている場合は、別途適切な者を検討することが必要。 ※調査報告書に対して、遺族と事前に確認した調査事項について、調査漏れがある場合等は、追加で調査を行うことが望ましい。</p> <p><説明内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じて確認された事実関係 ・学校の設置者及び学校の対応の検証 ・再発防止策 など <p><確認内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書の公表の意向 ・調査報告書を国における要因分析・研究での活用のために文部科学省等に共有すること



再発防止策の実施